別記様式第３号

法人文書不開示決定通知書

 　　　　機構　第　　　　　　号

 　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東海国立大学機構長

　令和　　年　　月　　日付けの法人文書の開示請求については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第２項に基づき，下記のとおり開示しないことに決定しましたので，通知します。

記

１　不開示決定した法人文書の名称

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした理由

|  |
| --- |
| 理由不開示とした根拠：独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律該当条項 □　第５条１号該当（個人に関する情報） □　第５条２号該当（法人等に関する情報） □　第５条３号該当（審議又は検討等に関する情報） □　第５条４号該当（事務・事業に関する情報） □　第８条該当（法人文書の存否に関する情報） □　その他（法人文書不存在）--------------------------------------------------------------------------------＊この決定に不服があるときは，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，東海国立大学機構に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，東海国立大学機構を被告として，同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても，決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 |

３ 問い合わせ先：